平成２９年（フ）第１０２号
宮城県大崎市古川字上古川330番地１　ネイビーコートＣ棟
債務者　鎌田よし江
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
新潟市西区山田3398番地１　リーシェ黒埼山田203号、前住所新潟市南区西白根16番地４曽山アパート３号室
債務者　高橋　治夫
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０８号
新潟市東区海老ケ瀬新町３番53号
債務者　小風　考道
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７９号
金沢市横川５丁目450番地２、従前の住所石川県野々市市本町３丁目１番10号
債務者　若木　　梓
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
福井県敦賀市三島町２丁目19番12―204号インテグレートビル、前住所福井県敦賀市立石49号10番地　山本一三六方
債務者　知場　建夫
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１６５号
長野県大町市大町1537番地
債務者　御子柴　遼
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６３号
長野県茅野市宮川5010番地116　県住Ｅ―35号
債務者　久保田幸子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第５４号
長野県飯田市上殿岡712番地１
債務者　福田　郁子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第５０号
長野県駒ヶ根市赤穂3002番地１　フレグランスマルタ201
債務者　竹村　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第５２号
長野県伊那市西町6212番地４
債務者　吉澤　久子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２４号
岐阜県高山市石浦町８丁目13番地　どうまんハウスＢ号
債務者　山田惠美子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第４７５号
兵庫県尼崎市西桜木町10番地の10、前住所兵庫県尼崎市昭和南通７丁目169番地
債務者　小林　　豊
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７６号
兵庫県尼崎市西桜木町10番地の10、前住所兵庫県尼崎市昭和南通７丁目169番地
債務者　小林カヅ子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５５号
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野620番地５
債務者　山本　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
奈良県大和高田市本郷町９番８号、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字萱野620番地５
債務者　田上　正美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
奈良県橿原市東坊城町222番地の３　ＢＪスタシィオン103号
債務者　千葉冨貴子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
奈良県橿原市城殿町470番地　城殿団地１―105
債務者　池田　繁子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係